

特別養護老人ホームめぐみ荘

重要事項説明書

(令和7年3月1日現在)

社会福祉法人 泉茅会

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な介護老人福祉施設サービスを提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 施設の内容

(1) 施設の概要

施設名：特別養護老人ホームめぐみ荘

指定番号：1970800189

所在地：山梨県甲斐市竜王 644 番地 5

管理者：三枝 やよい

電話番号：055-278-0881

FAX 番号：055-278-0883

(2) 施設の従業者体制

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管理者	業務の一元的な管理	1 名
医師	健康管理及び療養上の指導	1 名
生活相談員	生活相談及び指導	2 名以上
介護支援専門員	施設サービス計画の立案	2 名以上
介護職員	介護業務	25 名以上
看護職員	心身の健康管理	3 名以上
機能訓練指導員	身体機能の向上、健康維持のための指導	1 名
管理栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導等	1 名以上

(3) 職種の勤務体制

・介護職員

早 出	6 : 45 ~ 15 : 30	8 名
日 勤	10 : 45 ~ 19 : 30	4 名以上
日 勤	11 : 45 ~ 20 : 30	
遅 出	13 : 15 ~ 22 : 00	4 名
夜 勤	22 : 00 ~ 6 : 45	4 名

・医師

毎週、月曜日、火曜日、木曜日 13 : 00~13 : 30

・看護職員

早 出	8 : 15 ~ 17 : 00	1 名
日 勤	8 : 45 ~ 17 : 30	1 名以上
遅 出	9 : 45 ~ 18 : 30	1 名

※土・日曜日・休日は、上記と異なります。

(4) 設備の概要

定員 73 名

○居室 73 室

ユニット型個室 53 室

ユニット型準個室 20 室

※ ユニット型個室には、ベッド、洗面台、エアコンを備品として備えます。

ユニット型準個室には、ベッド、エアコンを備品として備え、共用の洗面台、トイレを備えます。

○共同生活室 8 室

※ 入所者が使用できる十分な広さを備えた共同生活室を設け、入所者が使用できるテーブル・いす・洗面台・テレビを備えます。

○浴室 5 室

個浴 3 ヶ所

機械浴槽 4 台

※ 浴室には入所者が使用しやすいよう、一般浴槽の外に要介助者のための特殊浴槽を設けます。

○医務室 1 室

※ 入所者の診療・治療のために、医療法に規程する診療所を設け、入所者を診察するために必要な医薬品及び医療器具を備えます。

3. サービスの内容

(1) 基本サービス

- | | |
|-------|--|
| ① 食 事 | 朝食 8 : 00 ~ 9 : 00
昼食 12 : 00 ~ 13 : 20
夕食 18 : 00 ~ 19 : 00 |
| ② 介 護 | 食事等の介助、着替え介助、排泄介助、おむつ交換、体位変換、施設内移動の付添い、相談等の精神的ケア、日常生活上の世話 |
| ③ 入 浴 | 最低、週 2 回入浴可能です。状態応じて特殊浴槽又は清拭となる場合があります。 |

- ④ 機能訓練 施設サービス計画に基づく機能訓練計画により訓練を実施します。
- ⑤ 理容・美容 週2回、施設内で実施します。希望により利用することができます。料金は実費でいただきます。（別紙参照）
- ⑥ レクリエーション 入所者交流等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかるのかもしれませんが、事前説明により参加・不参加の意向を確認します。

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該介護老人福祉施設のサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。（別紙参照）

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ①入所者又はその家族は、体調の変化があった際には施設の従業者にご一報ください。
- ②入所者は、施設内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。
- ③面会は、原則として10:00~18:00です。
- ④施設内での飲酒・喫煙は原則として禁止しております。
- ⑤宗教活動等は禁止しております。
- ⑥ペットの持ち込みは禁止しております。
- ⑦施設内での金銭及び食べ物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ⑧従業者に対する贈り物や飲食のもてなしは、お受けできません。
- ⑨入所者が正当な理由なく利用料を1か月以上滞納し、事業者が料金を支払うよう催促したにもかかわらず30日以内に滞納額の全額を支払わなければ、契約を解約する旨の催告をすることができます。

6. 非常災害対策

施設では、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、年2回以上ご入所者及び従業者等の訓練を行います。

7. 第三者評価実施の有無

第三者評価実施なし

8. 緊急時の対応

サービス提供時に入所者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村および関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 守秘義務に関する対策

施設及び従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

11. 入所者の尊厳

入所者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

12. 身体拘束の禁止

原則として、入所者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に入所者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

13. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談・苦情受付担当：生活相談員 三井 大地

相談・苦情解決責任者：施設長 三枝 やよい

ご利用時間：月～金曜日 8時30分～17時15分

ご利用方法：電話番号 0551-278-0881

FAX 番号 0551-278-0883

第三者委員の設置

・監査人 笠井 一人 ・監査人 安原 辰美

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

・保険者である市町村の介護保険担当者

・山梨県国民健康保険団体連合会介護保険課 電話 055-233-9201

・山梨県社会福祉協議会 電話 055-254-8610

14. 協力医療機関等

医療を必要とする場合には、下記の医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

・医療法人社団慈成会 三枝病院	内科	甲斐市竜王新町 1440
・ひらいしデンタルクリニック	歯科	甲斐市龍地 6606-1
・医療法人親江会 江間歯科医院	歯科	甲府市相生 1-6-1

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、別紙「緊急連絡先について」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

令和 年 月 日

介護老人福祉施設サービスの開始にあたり、入所者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業者>

所在地 山梨県甲斐市竜王 644-5

施設名 社会福祉法人泉茅会 特別養護老人ホームめぐみ荘

説明者 生活相談員 三井 大地 印

私は、契約書及び本書面により、施設から介護老人福祉施設サービスについて重要事項説明を受け、入所することに同意しました。

<入所者>

住 所

氏 名 印

<入所者代理人（選任した場合）>

住 所

氏 名 印（続柄 ）

別紙 料金表

令和 7年 3月 1日現在 ※【 】は2割負担の方、[]は3割負担の方

ユニット型個室

ユニット型介護福祉施設サービス費（Ⅰ）（1日につき）

要介護 1	670 単位【1340 単位】[2010 単位]
要介護 2	740 単位【1480 単位】[2220 単位]
要介護 3	815 単位【1630 単位】[2445 単位]
要介護 4	886 単位【1772 単位】[2658 単位]
要介護 5	955 単位【1910 単位】[2865 単位]

ユニット型個室的多床室

ユニット型介護福祉施設サービス費（Ⅱ）（1日につき）

要介護 1	670 単位【1340 単位】[2010 単位]
要介護 2	740 単位【1480 単位】[2220 単位]
要介護 3	815 単位【1630 単位】[2445 単位]
要介護 4	886 単位【1772 単位】[2658 単位]
要介護 5	955 単位【1910 単位】[2865 単位]

【施設の体制状況によって、全入所者に適用される加算】

- ※ 厚生労働大臣が定める施設基準に適合している場合、日常生活継続支援加算（Ⅱ）として 46 単位【92 単位】[138 単位]／日が上記金額に加算されます。
- ※ 厚生労働大臣が定める施設基準に適合している場合、看護体制加算（Ⅰ）ロとして 4 単位【8 単位】[12 単位]／日が上記金額に加算されます。
- ※ 厚生労働大臣が定める施設基準に適合している場合、看護体制加算（Ⅱ）ロとして 8 単位【16 単位】[24 単位]／日が上記金額に加算されます。
- ※ 厚生労働大臣が定める施設基準に適合している場合、夜勤職員配置加算（Ⅱ）ロとして 18 単位【32 単位】[54 単位]／日が上記金額に加算されます。
- ※ 入所期間中に入院、または外泊した期間の取り扱いについては、1ヶ月に6日を限度とし施設サービス費に換えて 246 単位【492 単位】[738 単位]／日が必要となります。
また、入院、外泊期間中にベッドを確保している場合は、居住費の費用をご負担頂きます。
- ※ 入所後30日に限り、初期加算として 30 単位【60 単位】[90 単位]／日が上記金額に加算されます。また30日を越える医療機関への入院後に再入所した場合も同様です。
- ※ 管理栄養士による給食管理を行い利用者の栄養ケアを実施している場合、栄養マネジメント強化加算として 11 単位【22 単位】[33 単位]／日が上記金額に加算されます。

【施設の体制状況によって、個別に適用される加算】

- ※ 透析を要する入所者に1月に12回以上通院のため送迎を行った場合、特別通院送迎加算として 594 単位 **【1188 単位】** **【1782 単位】** / 月が上記金額に加算されます。

【施設の体制状況によって、全入所者に適用される加算】

- ※ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）として 自己負担分の総合計（各施設サービス費＋各加算）の14.0%が上記金額に加算されます。
- ※ 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）として 10 単位 **【20 単位】** **【30 単位】** / 月が上記金額に加算されます。

【負担割合について】

- ※ 当荘が所在する甲斐市は厚生労働大臣が定める1単位の単価は10円となっております。
- ※ 「介護保険負担割合証」に記載されている「利用者負担の割合」をご負担いただきます。

【食費・居住費について】

- ※ 居住費と食費に係る費用については、介護保険負担限度額認定を受けている場合、認定証を確認した際、その記載されている負担限度額とします。

(1日につき)

	食 費	居住費 (ユニット型個室)	居住費 (ユニット型個室の多床室)
第1段階	300 円	880 円	550 円
第2段階	390 円	880 円	550 円
第3段階①	650 円	1,370 円	1,370 円
第3段階②	1,360 円	1,370 円	1,370 円
第4段階	1,850 円	2,166 円	2,002 円

- ※ 第4段階の方の食費の内訳は、朝食 510 円、昼食 700 円、夕食 640 円となります。
- ※ 第4段階で経管栄養を実施している方の食費の内訳は、朝食 610 円、昼食 630 円、夕食 630 円となります。又、経管栄養を1日2回で実施している方の食費は朝食 610 円、夕食 610 円となります。

- (1) その他の費用（ご利用の場合のみ、お支払いいただきます。）
- ① 日常生活費
1日あたり 20 円（ティッシュペーパー、歯磨き粉等）
 - ② 電気代（ユニット型個室のみ）各居室に電気メーター設置。
使用量により異なります。
 - ③ 理美容費
1回あたり、実費となります。
 - ④ レクリエーション等の費用
施設が全員参加を想定し実施するレクリエーション等ではなく、入所者のうち希望者のみが参加する特別な活動などに係る実費。
 - ⑤ 金銭・貴重品の管理 1ヶ月 1,000 円
ご契約者の希望により特別な居住環境がご利用できます。
 - ⑥ 個人用テレビ
テレビのレンタルを希望される方は、1日 50 円いただきます。また、テレビを持ち込まれる方はユニット型個室では1日 4 円 CATV 代として、ユニット型個室的多床室では1日 6 円を CATV・電気代としていただきます。
 - ⑦ 嗜好品代
一部の嗜好品（コーヒー・紅茶・ココア）を希望者に提供した際、1杯 50 円いただきます。